

## 日本医史学会会則抄

第一条 本会は、日本医史学会 (Japan Society of Medical History) とする。

第二条 本会は、事務所を [13 東京都文京区本郷] に有する。

第三条 この会は、医史を究明しその普及をはかるを目的とする。

第四条 前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学術集会、その他講演会、学術展観の開催等
- (2) 機関紙「日本医史学雑誌」「日本医史学会会報」および関係図書等の刊行。
- (3) 日本の医史学界を代表して、内外の関連学術団体等との連携
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第五条 この会の会員は次のとおりとする。

- (1) 正会員  
この会の目的に賛同し会費年額 500 円を納める者  
ただし、外国居住者は年額 30 ドルとする。
- (2) 名誉会員  
この会に対し功績顯著であった者で評議員会の議決ならびに総会の承認を得た者。
- (3) 賛助会員  
この会の目的事業に賛助し会費年額 100,000 円以上を納めた者。

めの者、または団体。

第六条 正会員にならうとするものは評議員の紹介により、理事長の承認を得て入会金 1,000 円およびその年度の会費を添えて所定の入会申込書を提出しなければならない。

第七条 名誉会員は次の各号の何れかに該当し理事会、評議員会が功績顯著と認めた者であることを要する。

- (1) 三十年以上の在籍正会員であつて七十歳に達した者。
- (2) 前理事長。
- (3) 正会員または外国人で功績顯著な者。

名譽会員は終身として会費を免除することができる。

第八条 賛助会員にならうとする者も第六条に準ずる。

第九条 第六条及び第八条の会員の資格取得は会費納入日より始まる。

第十条 会員には次の権利がある。

- (1) この会の発行する機関誌の無償配布をうけること。
- (2) 機関誌に投稿すること。

第十二条 会員は、会費を前納し総会の議決を尊重しなければならない。

第十三条 会員は次の事由によってその資格を失う。

- (1) 退会  
会費の滞納が一年以上を経過したとき。  
禁治産、準禁治産または破産の宣告。
- (2) 死亡、失踪宣告または会員である団体の解散。

(5) 第十四条による除名処分。

第十三条 この会には、年一回学術大会を主宰するために会長を

一名おく。

1 この会は学術大会を毎年一回開催し、学術集会は隨時開催

する。

2 会長は、理事会の推薦により、通常総会毎に理事長が委嘱する。

3 会長の主宰する学術大会は、この会の通常総会と同時点で開催することを原則とするがやむを得ない事情のある場合は評議員会または総会の承認を得て変更することができる。

4 会長の任期は、学術大会を議決した通常総会の翌日から次の学術大会を終了するときまでとする。

5 会長は必要に応じ理事会に出席しそれと密接な連絡のものとに計上予算を勘案して企画運営する。

6 会長に事故あるとき、または欠けたときは新に会長を委嘱するまで理事長がその職務を代行する。

7 会長は、学術大会関係事務を委嘱するため、会員のうちから学会委員若干名を選任することができる。

8 学術集会は、随事理事長主宰のもとに開くことができる。

文部省科学研究費学術定期刊行物補助金を受ける

本誌は昨年度にひきつづき文部省の科学研究費補助金の交付を受けて刊行している。

## 『日本医史学雑誌』投稿規定

発行期日 年四回（一月、四月、七月、十月）末日とする。

投稿資格 原則として本会会員に限る。

原稿形式 原稿は他雑誌に未発表のものに限る。和文の表題、著者名のつぎに欧文表題、ローマ字著者名を記し、本文の終りに

欧文抄録を添えること。

原稿は二百字または四百字詰原稿用紙に縦書きのこと。

原稿の取扱選択、掲載順序の決定は編集委員が行なう。また編集の都合により加除補正することもある。

著者負担 表題、著者名、本文（表、図等を除く）で五印刷ページ（四百字原稿用紙で大体十二枚まで）は無料とし、それを超えた部分は実費を著者の負担とする。但し欧文原著においては三印

刷ページまでを無料とする。図表の製版代は実費を徴収する。校正 原著については初校を著者校正とし、二校以後は編集委員会にて行なう。

別刷 別刷希望者には五十部単位で実費にて作成する。

原稿送り先 東京都文京区本郷二丁目一の一、順天堂大学医学部 医史学研究室内 日本医史学会

編集委員 大島蘭三郎、大塚恭男、蕨方宏昌、酒井シヅ、樋口誠

太郎、三輪卓爾、室賀昭三、矢数圭堂、矢部一郎

編集顧問 小川鼎三、A・W・ピーターソン

事務担当 鈴木滋子